

平成 25 年 12 月 10 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名  
東京都中央区銀座六丁目 8 番 7 号  
フロンティア不動産投資法人  
代表者名 執行役員 亀井浩彦  
(コード番号: 8964)  
資産運用会社名  
三井不動産フロンティアリートマネジメント株式会社  
代表者名 代表取締役社長 田中浩  
問合せ先 取締役財務部長 牧野辰  
TEL. 03-3289-0440

投資口分割および規約変更に関するお知らせ

フロンティア不動産投資法人（以下「本投資法人」という。）は、本日開催の本投資法人役員会において、下記のとおり投資口の分割及び規約の変更を行う事を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 分割の目的

平成 26 年 1 月 1 日から「少額投資非課税制度 (NISA)」が導入されることを踏まえて、本投資法人は投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整えることを目的として、投資口の分割を実施いたします。

2. 分割の概要

(1) 分割の方法

平成 25 年 12 月 31 日（実質的には平成 25 年 12 月 30 日）を基準日として同日の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主の所有する本投資法人の投資口を、1 口につき 2 口の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する投資口数等

①分割前の本投資法人発行済投資口数	: 248,000 口
②今回の分割により増加する投資口数	: 248,000 口
③分割後の本投資法人発行済投資口数	: 496,000 口
④分割後の発行可能投資口総口数	: 4,000,000 口

(3) 分割の日程

- ①基準日公告日：平成 25 年 12 月 16 日（予定）
- ②基準日：平成 25 年 12 月 31 日（実質的には平成 25 年 12 月 30 日）
- ③効力発生日：平成 26 年 1 月 1 日
- ④新規記録日：平成 26 年 1 月 6 日

### 3. 規約の変更について

#### (1) 変更の理由

投資信託及び投資法人に関する法律第 81 条の 3 第 2 項により準用される会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、投資口の分割の割合に応じて発行可能投資口総口数を増加させるため、本投資法人の現行規約第 5 条第 1 項を変更します。

#### (2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線は変更部分)

現行規約	変更後
第 5 条（発行可能投資口総口数） 1.本投資法人の発行可能投資口総口数は、 <u>200 万口</u> とする。	第 5 条（発行可能投資口総口数） 1.本投資法人の発行可能投資口総口数は、 <u>400 万口</u> とする。

#### (3) 変更の日程

規約変更の効力発生日 平成 26 年 1 月 1 日

### 4. その他

平成 25 年 11 月 29 日付にて公表した「平成 25 年 12 月期の運用状況の予想の修正について」に記載の 1 口当たり分配金は、投資口分割の効力発生日（平成 26 年 1 月 1 日）の前の投資口を対象とするため、変更はありません。

また、平成 26 年 6 月期（平成 26 年 1 月 1 日～平成 26 年 6 月 30 日）の運用状況の予想については、精査の上、遅滞なく発表いたします。

#### 【注記】

平成 25 年 12 月期（平成 25 年 7 月 1 日～平成 25 年 12 月 31 日）の運用状況の予想の前提については、平成 25 年 11 月 29 日付にて公表した「平成 25 年 12 月期の運用状況の予想の修正について」の運用状況の予想の前提条件をご参照下さい。

以上

\* 本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

\* 本投資法人のウェブサイト：<http://www.frontier-reit.co.jp/>